

(第二類 第一號)  
衆議院第百八十二回國會 議會災害対策特別委員会議録

101)

お答えになつて、本当に疲れさまでございました。私がきょう委員会で質問する質問が多くなつてしまふのではないかと心配だつたんですが、私は、昨日の質疑に余り重ならないような形で、別の観点からの質問をさせていただきたいと思いました。

私は、十年ほど前に総務省消防庁の防災課長をさせていただきまして、その際に、日本の災害法制の歴史を勉強させていただく機会がございました。

お手元に資料をお配りさせていただいておりまですが、日本の重要な災害法制というのは、大きな災害がある都度、制度がつくられてきた、そういう歴史がございます。ある意味で後追いの制度改正の歴史だということです。南海地震があつて災害救助法、伊勢湾台風があつて災害対策基本法、新潟地震があつて地震保険の法律、ジャー・シー・オーの臨界事故で原子力災害対策特別措置法、そんな形で行わせてきました。

本来であれば、起こり得る災害を予想し、それに対して法制度をあらかじめつくつておくというのが理想ではございますが、法律をつくる際には社会的な力が必要でございます。その力を引き出すにはインパクトがないといけない、災害に関するところには、それがまさに大災害の発生というところにならうかというふうに思います。

この災害対策の履歴の中で、位置づけが異なる災害法制が一つだけあるというふうに私には感じられます。それは、昭和五十一年の地震学会での東海地震発生可能性の研究発表を受けて、起こり得る災害に備えるという意味で大規模地震対策特別措置法が制定された。これは昭和五十三年でございます。起きた後の対策ではなくて、起きる前に事前に備えるという意味では、これは画期的ではないかというふうに私には思えます。

そういう意味で、今回の災害法制を見た際に、東日本大震災の甚大な被害に鑑みてはいますが、今後起り得る大災害に備えるという意味で、あらかじめ仕組みを用意するという観点からは、意義な改正内容が二つの法律に盛り込まれているものと認識しております。

その観点から伺いたいと思うんですが、大臣が

今回の法改正の中で特に国民の皆様に訴えて強調したい点、この点について伺いたいと思います。

○古屋国務大臣 お答えいたします。

務台委員におかれましては、消防の防災課長として、本当にプロの見地から取り組んでいただきたいと私もよく承知いたしております。私は消防議連の、今会長ですけれども、当時は幹事長でございまして、いろいろ技術的なアドバイスもいただきまして、ありがとうございます。

今回の法改正の中で特に国民に何を訴えたいのかということですね。

今、委員御指摘ありましたように、災害があると、その都度法律をつくって、相当中身は充実はしてきています。確かに後追いではあるけれども、しかし、その経験則というものをしっかりと法律の中に生かしているという視点では、私は、そういう意味では非常に効果が出てきているというふうには思っています。

（一）

<p>通常国会で行つたいわゆる第一弾の改正がございましたね。これに加えて、昨年、防災対策推進検討会議の最終報告が出ておりますけれども、これも参考にしながら法制上の措置を講じるということにさせていただきました。</p> <p>具体的には、まず、国が被災自治体を支える仕組みの創設、災害緊急事態への対処の拡充、大規模広域な災害への即応力の強化、避難行動要支援者名簿の作成など住民の避難に関する規定の拡充とか、被災者台帳の作成など被災者支援のためのランティア等の多様な主体による連携の推進や地域レベルの防災力の向上、こういったものを新たに規定させていただきました。</p> <p>また、大規模災害からの復興に関する法案を新たに制定して、政府の復興対策本部の設置であるとか基本方針の策定、市町村による復興計画の作成など、復興の枠組みをあらかじめ制度化する、こういう対応をとらせていただいたところでございます。</p>
--

<p>○務台委員 ありがとうございます。</p> <p>盛りだくさんの中身で、災害法制としては久しくなりの大型改正だというふうに思います。</p> <p>その中で、大臣が最後におっしゃった、復興の枠組みをあらかじめ用意しておくという点についてなんですが、今回は、災対法の中に入れるのでなくして、復興法制として単独法でおつくりになつたということでございますが、なぜ単独法制定にしたのかという、その理由について伺えればと思います。</p> <p>○西村副大臣 大変いい御指摘であります、私は</p>
---

<p>もう一点、内閣府は、御案内のとおり、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を所管しておりまして、これとあわせて、避難段階における救助から生活再建の支援に至るまで、被災者支援の一連の流れを内閣府に一元化して、国、地方とか災害復旧ということを念頭に置いての基本的なことを定めております。</p> <p>他方、地域づくりとしての、復旧を超えた復興というものは、その範囲を超えるところが大部分においてまして、この災害対策基本法は、応急対策とか災害復旧ということを念頭に置いての基本的なことを定めております。</p> <p>こうした考え方のもとにおいて、復興については、法制上、この災害対策基本法には位置づけず、新法として、別法として、大規模災害を受けた地域の面的な、円滑、迅速な復興を図ることを目的とした別の枠組みを法制化するということになりましたものでございます。</p> <p>○務台委員 わかりやすい説明ありがとうございます。</p> <p>もう一点、ちょっと細かい点かもしれませんのが、災害対策の一環をなす災害救助法というのがござります。今回、所管省庁を厚生労働省から内閣府に移管することとされておりますが、その理由と経緯を教えていただきたいと思います。</p> <p>○西村副大臣 お答え申し上げます。</p> <p>一つの視点が、関係省庁との連携を一層強化しておこすことを可能とするというのが大きな一つの理由であります。これまで、御指摘のとおり、厚労省で災害救助法を所管してきたわけでありまでも、中身は応急仮設住宅の供与については住宅との関係から国交省、福祉の観点から厚労省、あるいは衣服であるとか寝具、こうした生活必需品の給付については経産省、それから学用品については文科省と、救助に当たつてはいろいろなことをやらなければいけないわけでありますけれども、内閣府がこの災害救助法を所管することによって、まさに横断的な施策の総合調整をより可能としていくという点が第一点目であります。</p> <p>それから、法制度の整備を前提として、その運用面も含めて、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震であるとか首都直下地震を初めとする大規模災害への備えの充実につなげていく、これが極めて重要だというふうに認識をしております。</p>
---

こういった取り組みに当たっては、先般、中央防災会議で設置が決定をされました防災対策実行会議、これはあらゆるジャンルのメンバーに参画していただくことになりましたので、この場も活用して、関係省庁が一体となつて災害対策の一層の充実強化に努めていきたいと思います。常にそういった視点に立つて、見直しをしていくという視点に立つて取り組んでいきたいというふうに思いました。

○務台委員　ありがとうございます。  
実効ある運用、それが大規模災害への備えにつ  
ながるという御認識、全く正しいと思います。私  
は、そういう大臣と同じ認識に立ちつつ、ちょつ  
と私の考え方を申し上げたいと思います。  
まず、資料の二といふのを御用意させていただ  
いております。これは災害対策基本法における市  
町村長の権限、機能を項目に挙げたものです。権  
限と責任。

実は、市町村長の権限というのは非常に大きいのです。市町村で対応が難しい場合には三にありますように国に職員の派遣の要請ができる。あるいは、五にありますように放送事業者に対して放

て動いている市町村長はほとんどいません、実は。いるかもしれませんけれども。  
責務も大きいですね。職員の派遣要請を受けたら、職員を派遣しなければいけないという責務があつたり、さまざまなる権限と責任の束が、災対基本法上、市町村長に委ねられているということがあるんです。

問題は、大臣まさに今おっしゃったように、与えられた権限をしっかりと理解し、行使できる実態が備わっているかどうかということではないかと、いうふうに思います。

在籍職員の五四・三%でござります。

それから、一年後になります平成二十四年度当初、四月現在でございますけれども、その人事異動後におきましては、職員の数は三十二名という

○務台委員　ありがとうございます。  
日本の場合は、公務員も人事異動  
ヨリ改へ。日本は

シモンが激しい、自治体も同じだと思います。それぞれが、災害に当たったときは一生懸命やるけれども、次の異動で全く関係ないところに行つて、それが十二分に引き継がれることがないといふふうに思います。そこでお伺いしたいんですが、我が国においても、防災面のシステムの標準化をさらに進めて教育訓練の場を設置する、こういった考え方について

うその連続が日本の実態じゃないかというふうに思います。いい面と悪い面、両方あると思います。ただ、それをしっかりとつなぎとめる努力というのが必要ではないかと思います。

○古屋国務大臣 今委員から御指摘があつた、いわゆるインシデントコマンドシステム、この本ですかね。これは務台委員が書かれた本で、私もこ

災害対応に従事する役所の側の体制もそうですが、一方で、私の地元で自主防災組織は相当充実化しています、松本・安曇。町内会単位でつくれていますが、彼らは彼らなりに一生懸命勉強しよ

うとしています。地元の灾害の歴史とか、大学の地震学者の方々を呼んで地質の問題を勉強したりしているんですが、何を手本にして体系立て勉強して、今、この問題をどうやって解くか、どうやって解決するか、それを理解して、それを実現するための具体的な手立てを立てる。これが、私は、この問題に対する考え方です。

強していくべきだらしかどうしてかなしいんですね。  
そういう問題もあるのではないかというふうに  
思いまして、防災面の人づくりの仕組み、メンテ  
ナンスの面の目配り、これからさらに大事ではな  
いかというふうに思います。

そういう意味で、私は、アメリカのシステムが非常にいいものがあるというふうに承知していまして、アメリカは、防災教育を徹底的に標準化してしまして、全国民向けに標準化された教育訓練をドシステムということなんですね。

こうしたシステムを参考にして、災害対応に当たつての我が国の実動部隊がありますね、警察とか消防、こういった実動部隊の現場指揮システム

私は、去年の夏に、テキサスのA&M大学の附  
施す仕組みがござります。インシデントコマンド  
システム、ICSという仕組みがございますが、  
これは標準化が徹底しています。そして、このI  
CSをベースに、国レベルの防災訓練所が整備さ  
れています。

属機関であるTEEXを見てまわりましたが、二

れは防災教育のメッカでございます。FEMAにはEMIという研修所もありまして、全米に向けてさまざまなトレーニングコースを提供しています。これは皆様方に、危機管理の知識と技術を学ぶ機会を提供するためのものです。

EMIには首長向け、週間会話訓練コースと  
いうのがあります。これが非常に好評を得ていて  
る。日本にも同じようなシステムがありますが、  
徹底という意味ではどうも足りないのではないか

そういうふうに思いますが、そこでお伺いしたいんですが、我が国においても、防災面のシステムの標準化をさらに進めて教育訓練の場を設置する、こういった考え方について

て大臣の御見解を伺いたいと思います。

○古屋國務大臣 今委員から御指摘があつた、いわゆるインシデントコマンドシステム、この本ですよね。これは務台委員が書かれた本で、私もこ

これは非常に参考になりました。ここで、ICCSの組織図であるとか、あるいは、それなどどちらず、TEEX、学校の教育システム、こういうことを非常に体系的にやっている。これは恐らく、

御本人が行かれてチエックをされて本にされたと思つんすけれども。

機関が、自然災害だけに限らないで、事故災害とかテロとか、あるいは戦争も視野に入れた全ての緊急事態への対応に当たって、必要となる組織とか指揮命令系統の共通の基準となるシステムをつくるっているんですね。それがインシデントコマン

ドシステムということなんですね。

を標準化するという考え方、これはメリットがあるなどというふうに考えています。

でも、現実には、今、各実動部隊は、それぞれ異なる組織とか、指揮命令系統が異なりますので、まずはアメリカのインシデントコマンドシステムを、しっかりと検討を進めさせていただいて、

これを参考にしながら、何を取り組むことができるのであるのかなどということを、関係省庁とも連携をしてちょっと勉強をしていきたいな、こんなふうに考えております。

○務台委員 ありがとうございます。

ICCSの勉強会を政府でするというのは、本当に画期的なお話を伺いましたがどうぞいます。

実は、東京電力が、あの事故の後、インシデントコマンドシステムを柏崎刈羽でも入れていますし、福島第一原発でも入れております。東電は、初動対応の反省に立ち、そういうことをやっていますので、ぜひ、自治体、政府でも、こういう仕組みの勉強をして、できるだけ日本に合う仕組みを入れていただきたいと思います。

さて、アメリカの場合は、特に防災の訓練、標準化に関してアカデミズムのバックアップが非常にすごいんですね。オクラホマ州立大学は全米の防災標準化のメッカになっております。

そういう意味では、日本はどちらかというと行政とアカデミズムが、理科系の方はある程度いいと思うんですが、文科系の方の連携がどうもいかがなものがどういうふうに考えておりまして、こちらについての御所見もちょっと伺えればと思います。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

防災危機管理等の分野の政策の企画立案案でありますとか施策の実施に当たりまして、行政機関が専門的な知見を有する大学等の研究機関と連携するということは、理工学分野だけではなくて、社会科学の分野を含めて極めて重要であるというふうに考えております。

現在の取り組みとして、例えば申し上げますと、文部科学省におきまして、大学等の防災研究減災対策への研究成果の活用を促進する地域防災対策支援研究プロジェクトという取り組みが始まっています。

今後とも、政府全体としまして、防災、減災対

策を効果的に進めるに当たりまして、社会科学の

分野を含めまして、大学等の研究機関と連携を深めるための方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○務台委員 ありがとうございます。

ICCSの勉強会を政府でするといつたようなことで費用の

議連ができるとして、病院船を我が国でも防災用に持つべきだという議論があります。

諸外国を見ると、軍隊が持っているケースがほとんどございますが、シビリアンの一般政府が病院船を持つて、非常時には迅速に活躍する、ふだんは教育訓練の場としても位置づける、こう

か、伺っておきたいと思います。

○西村副大臣 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、議連の方でも熱心に活動しておられるということで伺っております。

病院船の検討については、内閣府におきまして、平成二十三年の補正予算で基本的課題を整理しました上で、昨年平成二十四年度の予備費を活用しまして、病院船を幾つかの類型、パターン分けをして、その可能性の調査等を行ったところござります。具体的には、建造にかかる費用とか課題であるとか平時の活用、今御指摘のあつたよう

な点も含めて調査を行いました。

その調査報告書もまとまっておりまして、病院船を新たに建造することにつきましては、一つには相当大きな費用がかかる、多数の医療スタッフも確保しなきゃいけない、それから、平時をどう

いうふうに活用するのか、その活用の可能性もな

いふうに考えております。

○古屋国務大臣 その前に、前の質問で、病院船

のことの一言だけ。

やはり、平時にも使えて、いざ有事になつたと

きにもその本来の役割を果たすという意味で非常

に大切です。ただ、病院船というものは六百億円か

かりますのでちょっと現実的かなと思います。

むしろ、今副大臣が言つたようなモジュールを

使つて、日ごろはそのモジュールをいろいろな場

所に活用できますよね、例えば無医村に活用す

る。いざ災害が起きたときは、それをチャーター

船で運んだりとか、あるいはトラックで運んだり

とかして医療を提供するというようなことも一つ

の選択肢かなと。だから、病院船をつくるという

ことに限定をせずに、幅広く考えていく必要があ

ナのようなモジュールをチャーターした民間船に搭載する方法であるとか、あるいは自衛艦、自衛

隊の艦船を活用するといったようなことで費用の縮減もできるんじゃないかな。

こうしたことについてさまざま可能な課題が

あることを私も承知していますが、ぜひこれは、

国内だけの視点ではなくて国際貢献ができるという構想について政府ではどのようなお考えであるか、伺っておきたいと思います。

○務台委員 病院船についてはさまざまな課題が

あることを私も承知していますが、ぜひこれは、

した実証訓練、御指摘のような点も有効な方策の

一つとして考えておるところでございます。

○務台委員 病院船を私が国でも防災用に持つべきだという議論があります。

諸外国を見ると、軍隊が持っているケースがほとんどございますが、シビリアンの一般政府が

病院船を持つて、非常時には迅速に活躍する、ふだんは教育訓練の場としても位置づける、こう

か、伺っておきたいと思います。

○西村副大臣 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、議連の方でも熱心に活動しておられるということで伺っております。

病院船の検討については、内閣府におきまして、平成二十三年の補正予算で基本的課題を整理しました上で、昨年平成二十四年度の予備費を活用しまして、病院船を幾つかの類型、パターン分けをして、その可能性の調査等を行ったところござります。具体的には、建造にかかる費用とか課題であるとか平時の活用、今御指摘のあつたよう

な点も含めて調査を行いました。

実は私、消防庁防災課長をやつていたときには、災害対策基本法の逐条解説を十年前に監修してやつたのですが、その後、新しい版が出ていません。

それから、災害対策に戻りますけれども、これ

まで累次の改正で災害対策の法体系が非常に複雑

になっております。

実は私、消防庁防災課長をやつていたときには、災害対策基本法の逐条解説を十年前に監修してやつたのですが、その後、新しい版が出ていません。

かわらず、逐条解説が手がついていないというの

はちょっと問題ではないかというふうにひそかに思つておりまして、大臣、大局的な観点から事務方に御指示をお願いします。

○古屋国務大臣 その前に、前の質問で、病院船

のことの一言だけ。

やはり、平時にも使えて、いざ有事になつたと

きにもその本来の役割を果たすという意味で非常

に大切です。ただ、病院船というものは六百億円か

かりますのでちょっと現実的かなと思います。

むしろ、今副大臣が言つたようなモジュールを

るのではないかなどいうふうに思つております。

その上で、次の、今の御質問ですけれども、災害対策基本法の防災に関する諸制度は、避難指示等の具体的な権限を有する地方公共団体や国民にとつても非常に身近なものなので、災害への備えを充実強化するためにも、その趣旨が正しく理解をされるということは非常に重要ですね。

だから、そのためにはやはり、今回、法改正がございますので、例えばわかりやすいハンドブックを作成すると、防災に関する諸制度が正しく理解できるような取り組みを考えていきたいと

思つてます。これについては、今御指摘もありましたので、早速、事務方にその指示をさせていた

だきたいというふうに、これは要望でございま

す。

それから、災害対策に戻りますけれども、これ

まで累次の改正で災害対策の法体系が非常に複雑

になっております。

実は私、消防庁防災課長をやつていたときには、災害対策基本法の逐条解説を十年前に監修してやつたのですが、その後、新しい版が出ていません。

かわらず、逐条解説が手がついていないというの

はちょっと問題ではないかというふうにひそかに思つておりまして、大臣、大局的な観点から事務方に御指示をお願いします。

○務台委員 ありがとうございます。これで動くと思います。

最後になりますが、実は、私の地元で、この連休前に低温で霜が大分おりまして、ちょうど

梨、リンゴ、桃の花が開花時期で大分やられていて、特に梨は全滅状態だというようなことがあります。

まさに梨は全滅状態だというようなことがあります。

○務台委員 ありがとうございます。これで動くと思います。

最後になりますが、実は、私の地元で、この連

休前に低温で霜が大分おりまして、ちょうど

梨、リンゴ、桃の花が開花時期で大分やられていて、特に梨は全滅状態だというようなことがあります。

まさに梨は全滅状態だというようなことがあります。

○長島大臣政務官 私の方からお答えをさせていただきます。

この点について、農水省にきょう来ていただい

ていますが、天候による農産物、果樹被害につい

ての現時点の把握と、これから対策についてお

伺いたいと思います。

○長島大臣政務官 私の方からお答えをさせていただきます。

五月に入つてからも降雪が各地で報道されるよ

うな異常気象が実は続いておりまして、委員御指

摘のとおり、凍霜害はかなり広がつております。

農水省できのう現在で確認した数字ですけれども、ちょうど开花期に霜等が重なったこと、そして

発芽期に重なったことがあって、二十都県、三千ヘクタールに被害が、きのう把握した時点で及

んでおります。

農水省としては、四月に気象庁から低温予想が

発令されたので、技術指導に努めてきたところで

はあります、それだけの被害が出たということ

で、まず、共済で早期の認定と共済金の支払い、

そして、共済に加入していない農家については、セーフティーネット等で融資の枠を広げて、事業を継続していただくということに努めてまいりたと思いますが、とりあえず、引き続き状況の把握と対策に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○務台委員 ありがとうございます。特に果樹農家は家族経営で非常に零細なところが多いです。當農努力に水を差されないようぜひしっかりと対策いただきたいと思います。

きょうの質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○長島大臣政務官 二十都県と申し上げましたのが、十県把握しているということで訂正をお願いいたします。

○中川(正)委員 おはようございます。古屋大臣、頑張っていただきたいというふうに思います。

東日本の大震災を受けて、基本的に新しい国形をつくっていくということ、これがそれぞれ皆さんに課せられた大きな使命だと思いません。ここによつて、また日本の国が新しいフェーズに上つていくんだということ、そんなことをしっかりと想いながら、私たちも議論に参加をさせていただきたいというふうに思つております。

この法案あるいは防災の問題に入る前に、同じ危機管理、危機対応という観点から、一つだけ確かめさせていただきたいと思うんです。

鳥インフルエンザなんですが、中国で患者が次々出てきているということ。人から人への感染あるいはまたその病原性についてまだ定かなる結論が出ていないんですけれども、日本なりの、WHOだけじゃなくて日本としての分析と考え方といいます。

そういう観点から二つだけ聞きたいんですね。一つは、この病原性の評価について、ある

いはまたパンデミックしていくのかどうかといふことについて、政府として、あるいは新しい法案の中で危機管理をしていく立場の中で、誰が責任を持つてこれを判断しているのかということ、どういう状況で、それを国民に説明しているのかということ、これを一つ。

それからもう一つは、その上に立つて、ワクチンができるだけ早く準備をしていかなければいけないということだと思います。

○田河政府参考人 中國で発生している鳥インフルエンザに関するお尋ねでございます。

先生には、特措法の制定に当たり御指導を賜っておりますが、現在中国で発生しております鳥インフルエンザ、これについては、現時点では人から人の持続的な感染は確認されておりません。

しかしながら、先般、国立感染症研究所が発表したリスク評価では、パンデミック起こす可能性は否定できないということであり、WHOとも緊密な連携を図りつつ情報収集に努めているところでございますが、特に、新型インフルエンザ等

感染症になるかどうか、具体的には持続的なひとつ・ヒト感染が起きているかどうか、そうした判断は、感染症法上、厚労大臣が行うこととなつておりまして、それを受けまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法におきましては、厚労大臣が総理大臣に報告することとなつております。

この判断は専門的な判断になります。このた

め、それを支える枠組みをどうしていくのか、それがまた一つ重要な要素になってくるのかというふうに考えております。

判断に際しましては、当然ながらWHO等の海外の情報や、あるいは、昨年の八月から設置しております、尾身茂先生を会長としまして、医学、公衆衛生の専門家から成る基本的対処方針等諮問委員会の委員による専門的評価を踏まえることとなりますが、この中国で発生している鳥インフル

エンザに関しましても、五月二日の有識者会議においても議論をいたしましたが、特に鳥インフルエンザに關しましてのリスクアセスメントにつきまして、五月二日に、基本的対処方針等諮問委員会の委員を中心として、情報共有を図るために会議を開きました。

そして、そうした状況につきましては、内閣官房のホームページ等におきまして日々の動き情報を提供しておりますし、またさまざま、国立感染症研究所におけるリスクアセスメント等々、あるいは厚生労働省における情報、そうしたものもホームページで公表しているところでございます。

また、ワクチンに関して、これも国民の関心が高いところでございます。万一、人から人の感染が確認された場合、ワクチンという形の製造に取りかかるわけでございますが、既に、万ーの場合に備えまして、厚生労働省の国立感染症研究所におきまして、四月にウイルス株を入手し、そして、それをもとにワクチン株の開発を、現在、万ーの事態に備えて進めているところでございます。

○中川(正)委員 これはいつも我々の課題になるんですけど、専門家が責任を持つてまず判断をするということがあつて、それを受けて政治があとの体制をつくるということ、これが危機対応の、いわゆる初動といいますか、一番最初のことだと思います。そのときに、今のような説明だと想うんですね。そのときに、今の説明では、どこまで切迫性があるのかというのは国民党にとってもはつきりしないんですね。

あの法律を発動するかしないかというのは政治が判断するんですが、その前段のレベルで、何とかアラートのレベルで、アラート1、アラート2、アラート3とか、そういう形のものを基準化していく、国民に、今はこのレベルで警戒態勢を国としては考えているんだというような、そういう工夫をしていくこと、これは、この

すが、そういう観点からひとつ取り組んでいただこうことができないかということ、これを改めて要望しておきたいというふうに思つております。同時に、それこそ誰が責任を持つてやるかということ、これについてははつきりと、責任を持つていただく本人も自覚をしていただいて判断をしたいふうに思つています。

それでは、防災の関係の質問に入つていただきたいというふうに思います。そこで、震災というか、災害が起つたその後の段階、それから起つた直後の段階、避難所等々含めて被災者をどう救済していくかというこど、あとは復興フェーズといいますか、そういう時系列的に質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初、災害が起つ前の話なんですが、これはさつきの鳥インフルエンザの議論ともちよつと重なつているんですけど、今専門家が火山だとかあるいは地震に対してさまざまに見解を表しているわけですね。例えば、富士山の噴火がもうすぐあるんじゃないとか、四年以内に首都直下があるとかというような発表をした専門家もあります。恐らく専門家のそれぞれの知見の中でも自分なりの発表をしていくことなんですが、そうした状況を捉えて、国としてはこれをどのように整理をしていくことなのか。

それからもう一つは、最終的には、私は地震も火山と同じように予知の世界があつていいんだといふふうに思うんですね。いわゆる東海沖地震については、その予知というのが前提にあつて、それで法律の枠組みがつくられていくということですから、やろうと思えばできるんだということを私たちは思つたいわけです。

ところが、今その話を専門家に持つていくと、いや、地震といふのはやはり予知できないんだと。そうすると、彼らは何をやつてあるかというと、地震が起つてから、そのメカニズムはどう





連法案の議論、これを改正するという形でやつていく限りは、今の枠組み、今のシステムの中ではか議論ができるないわけがありますが、これを超えて、いわゆる日本版のFEMAをつくっていくということ。

それは、さつき申し上げたように、現場でもやはりトリアージするための軸をつくるということになりますが、これは国のレベルでも同じことなんです。国のレベルでも、ニーズがどこにあって、そのニーズを満たすための資源というのはどこにあるか、それを一元的にコントロールでき効率的な対応ができるということで、そのトリアージをする軸をつくるということが国にも求められているんです。

私の思いから言うと、防災担当大臣が本来はそれをやるべきなんでしょう、手足が全然ないんです、もうお気つきだと思うんですけども各省庁経由で、それこそ隔靴搔痒といいますか、非常に中途半端な状況になつてているということ。それから、一応そこへ向いて何かあれば情報が集まることになっているんですけど、一次情報はどこへ集まっているかというと、例えば気象庁であるとかあるいは消防であるとか警察であるとか、一次情報はみんなそういう形なんです。

だから、本当は、一次情報が中心部分へ向いて集まつてくる、大臣のところへ向いて集まつくるというふうな、そういう手足というか基軸がないと、これはなかなか、調整機能だけで、本来の防災対応、危機対応ができるのではないかという危惧を持ちました。これは私自身の思いなんですが、

これは予算化されてできました。

その辺を持ちながら、それこそ危機対応チームなんかの組み立てというのはできるわけあります。国は、この構想のつくりられないんだろう。これは私がポストについていたときに一生懸命考えていたことなんですかね。どうですか、これを受け継いでくれませんか。

○古屋国務大臣 日本版FEMAをつくるべきだ

というのは、実は私も、大臣になる前、自由民主党の中でもそういう議論はしています。恐らく御

党でもかなり議論はされているんじゃないでしょうか。

ただ、現実にやはり、アメリカの統治システムと日本の統治システムは基本的に違うところが多々ありますので、そのシステムを日本にそつくり持つてくるというのはいろいろ無理があるし、特に行革の観点からも無理があるなというのも御理解をいただけたと思うんです。

ただ、問題は、FEMAでも、そういう意味で一元的に管理して、いいところはたくさんありますので、やはりそういうところはしっかりと参考にして、そういう対応をさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう一点、消防庁と一体化したらどうかというようなお話、趣旨がありましたけれども、実は、先ほど務台委員の質問にも答えたように、私は消防議員連盟の会長を今やつておりますので、やはり日本の消防というのは世界一なんですね。それは、全市町村に消防団もありますし、そして自治体消防とがうまく連携をしている。そういう意味では、このシステムというのは世界にない、いいシステムなので、やはりこういうものへ向いて人を集めることができているんです。こ

はしっかりと活用していく。

ですから、組織をいじるということよりも、今しっかり稼働しているんだから、むしろその稼働して、そういうことから考えていくと、ただ調整機能をするような間接的な防災担当部局ではなくて、直接の手足を持つて、直接の情報が操作できるような、そういう形を含めた日本版のFEMAのような構想というのが、つくれないんだろうか。これは私がポストについていたときに一生懸命考えていたことなんですかね。どうですか、これを受け継いでくれませんか。

○古屋国務大臣 日本版FEMAをつくるべきだ

というのは、実は私も、大臣になる前、自由民主党の中でもそういう議論はしています。恐らく御

党でもかなり議論はされているんじゃないでしょうか。

ただ、現実にやはり、アメリカの統治システムと日本の統治システムは基本的に違うところが多々ありますので、そのシステムを日本にそつくり持つてくるというのはいろいろ無理があるし、特に行革の観点からも無理があるなというのも御理解をいただけたと思うんです。

ただ、問題は、FEMAでも、そういう意味で一元的に管理して、いいところはたくさんありますので、やはりそういうところはしっかりと参考にして、そういう対応をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、その答弁、もう一回ちょっと直して、大臣なりの答弁を次の回に、今ということじゃなくて、一遍真剣にそれを検証してみていただきました。だから、その答弁、もう一回ちょっと直して、大臣なりの答弁を次の回に、今ということじゃなくて、一遍真剣にそれを検証してみていただきました。だから、その後に確認をしておきたいんです

つの資格のようなものに高めていく、その資格を前提にして、地方自治体でそのポジションをつけるときにこれを生かしていくくいうぐらいまで踏み込んで制度化をしていくということ、ここまでいって本物なんだろうというふうに思うんで

す。それにはある程度法制化も必要かなという気もしておりますので、答弁をいただければと思います。○龜岡大臣政務官 今、中川委員お話をありましたように、私も、被災地を体験しまして、いろいろ思うことがあります。また、先ほど務台委員の質問もありましたように、人材というのは物すごく大事であることは間違ひありませんし、中川先生が頑張っていただいている予算をつけていただき本年度予算の中で、も、国と地方の防災を担う人材育成のための一億三千万円がありますけれども、これは具体的に、一年間研修期間とする都道府県、指定公共機関の職員を約二十名、それから、三ヶ月間研修期間とする市町村の職員を約四十名、合計六十人に対し、災害対策全般に関する地方の防災エキスパートを育成するための研修を今実施しております。内閣府防災担当の業務に従事する、いわゆるOJTを中心としつつ、災害の予防から応急対策、復旧復興等に係る講座、演習等もあわせて行うものとしております。

いずれ、多分、委員の言われるように、きちんとした資格のもとに、その人たちが指揮系統をしっかりととれる、例えばどの市町村においても、何か災害が起きたときにはきちんと対応ができる人材育成というの、先生のおかげで今しっかりと育成は始まっていますので、いずれ資格まで踏み込めると思いますので、これはしっかりとお話を出たように、予算化をしていただいてやらせていただきます。

○古屋国務大臣 今、質問は、東南海と東海沖の南海トラフについて、その影響をどのようにお聞きが出たように、予算化をしていただいてやらせていただきます。

に提出をするかどうか、与党において検討されておられます。我々はそれを見守つていきたいとうふうに思います。

実際にそいつた取り組みが、南海トラフの地震が、法律が出れば、事实上、東海地震とか東南海・南海地震に一体的に対応することが、結果としてその立法ができれば対応できることになると思いますので、今、その法的枠組みがびしっと整理されて国会に早く提出をされるということを、我々としては、政府としては期待をいたしておりますし、お待ちしております。

○中川(正)委員 時間が超過してしまいましたけれども、これは政府で取り組むべきですよということを御指摘させていただいて、終わります。

○坂本委員長 次に、杉田水脈君。  
○杉田委員 日本維新の会の杉田水脈です。  
　本日は、災害対策特別委員会で質疑の時間をいたしましたので、災害が発生したときの緊急事態の対応についてと、それから発生していないときには災害に対してどのような措置をとっていくのか、予防の部分というか、その二点の観点から質問をさせていただきたいと思います。

まず一点目なんですが、東日本大震災のときに発生したことなんですが、宮城、岩手、そして福島が大変な状況になつたときに、バッカアップ自治体ということで山形県、県もそうですが、それでも、県内の市町村がバッカアップ自治体という立場がありました。その山形県に被災地に届けるべく支援物資が集約されたんですけども、実は、ガソリンがなくて、搬送するために必要な燃料の確保が困難で、これを被災地に届けるのがおくれてしまつたということがありました。これは、詳しく調べてみると、皆さんもガソリンとかを入れるときに、ガソリンスタンド、EONSなどとか昭和シェル石油だとか、いろいろな

ガソリン会社があるんですけれども、例えばA社というガソリン会社のガソリンスタンドのタンクにB社のガソリンを入れることができないんです。そういうふうな弊害がありまして、燃料がなくてなかなか救援物資が届かなかつたというような事例がありました。

これは、私もずっと考えておるんですけども、平時の理論で緊急の災害に対応しようとするのでこういったことが起つてしまふのではなくて、かといふに考えられます。

○杉田委員 先ほども申し上げましたが、東日本大震災発生当時の政府が平時の論理で緊急事態を乗り切ろうとしたことにさまざまな弊害があつたということの一例で挙げさせていただいたんでふうに考えて います。

今回、災害対策基本法を改正して、かなり即応力を強化されるというふうになつておりますけれども、この即応力の強化での限界、それから、やはり憲法のこういった規定が必要、非常事態や緊急事態に対する規定が必要だと思われる場合は、今のこの即応力の強化と、それにプラスしてどのようなところが変わつてくるのかということをお尋ねしたいと思います。

そこで、今回はこの災害対策基本法の一部を改正する法律案の中で即応力の強化ということをうたわれていらっしゃいます。内閣総理大臣の指揮監督下で政府が一体となつて緊急事態だということで対応していくふうにうたわれているんですけれども、今回のこの法律案の改正が通った場合、先ほど申し上げたような、ガソリンが不足して、燃料が不足して必要な物資が被災地に届かないといったようなことはどのぐらい改善されいくのでしょうか。お聞きしたいといたします。

○古屋国務大臣　今のお尋ねの御指摘は、ガソリンがA社の会社のものがB社のタンクに入れられないので、その地域にはB社のガソリンスタンドしかないから、結果としてガソリンが確保できなかつた、それは規制なんだ、こういう御指摘で

ちょっと事前にその通告をいただいていなかつたので、ガソリンに限つて言うと、それがどういうルールになつてゐるかということは、私も今まですぐお答えがありません。ちょっとそれは改めてまた調べでお答えをさせていただきたいといふうに思います。

しかし、そういうた平時のルールが、いざこういう災害が発生したときに、救助あるいは支援のための極めて障害になつてゐるというのは事実なので、そういうことについては、今回の災害対策基本法の法改正の中でそういう弾力的な運営ができるような取り組みというのはしっかりと位置づけられておりますので、あくまでも現場の状況

○杉田委員 先ほども申し上げましたが、東日本大震災発生当時の政府が平時の論理で緊急事態を乗り切ろうとしたことにさまざまな弊害があつたということの一例で挙げさせていただいたんでふうに考えて います。

今回、災害対策基本法を改正して、かなり即応力を強化されるというふうになつておりますけれども、この即応力の強化での限界、それから、やはり憲法のこういった規定が必要、非常事態や緊急事態に対する規定が必要だと思われる場合は、今のこの即応力の強化と、それにプラスしてどのようなところが変わつてくるのかということをお尋ねしたいと思います。

今回、災害対策基本法を改正して、かなり即応力を強化されるというふうになつておりますけれども、この即応力の強化での限界、それから、やはり憲法のこういった規定が必要、非常事態や緊急事態に対する規定が必要だと思われる場合は、今のこの即応力の強化と、それにプラスしてどのようにところが変わつてくるのかということをお尋ねしたいと思います。

○古屋国務大臣 私は今、内閣の一員ですから、憲法遵守義務がありますので、現行憲法に基づいた考え方しかこの委員会では言えません。

一方で、私は自由民、主党所属の衆議院議員という立場でありますので、今委員が御指摘いただきましたので、その危機管理のところはかなり私も関与して書かせていただいたということがありまつたので、その危機管理のところはかなりあります。御紹介いただきまして、ありがとうございました。感謝申し上げたいと思います。

その上で、現行の憲法の範囲内で、例えば買い占めの自粛とか、それから不要不急の外出の自粛、そういうふたつの制限、こういったものを発出してやつていただきたいことは、現行の憲法の範囲内でも十分できることだと思いますので、そういうふたつの趣旨の規定を、内閣総理大臣が発して、買い物をちょっと控えてくださいねとか、外出は控えてくださいということをやれるという規定をしております。

しかし一方、今委員御指摘の憲法論にまで踏み込む問題については、この委員会でやることは余り適切ではないと思いますので、ぜひ、今憲法審査会が衆参両院でございますので、そういうふたところで大いに積極的にその議論を進めていただきたいというふうに思います。それと同時に、やはり政党間でもそういうふたつの議論を進められていくところを私も期待いたしております。

○杉田委員 前向きな御答弁と捉えさせていただきます。ありがとうございます。

それでは次に、復興計画のことについてお尋ねしたいんです。





り組みの重要さというものを広く国民に啓蒙することによって、ソフト面での対策による人的被害の減少というのは十分に図れる、私はそう思つております。

結果として、そうやつて人の被害が少ないとい

うことが、今委員御指摘のように、私は聞いておりまして、なるほどなと思いましたね。重機を使つときに、もしかしてそこに被害に遭つた方がいらっしゃるかも知れない、そうすると重機の使い方も非常に慎重にならざるを得ないです。やはりそういう視点からも、教育そして伝承というのは極めて大切なことと改めて感じました。

○今村(洋)委員 人口に対する犠牲者の数というのは、被害が大きかつた宮城県でも、あと岩手県でも、地域によってかなり差があるということは大臣がおっしゃられるどおりだと思います。ですから、防災に対する意識というものは、条文にうたつてある自主組織が充足しているからといって、青森県はむしろその率が低い、それを県の方も気にしているということでありますけれども、必ずしもそれが全てをあらわしているわけではないというのは今大臣がおっしゃったとおりだと思います。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。政令につきましては、今後の作業でございまし

て、法律の趣旨を踏まえながら今後検討していくというふうに思つております。

〔委員長退席、小里委員長代理着席〕

○今村(洋)委員 ありがとうございます。

では、都道府県防災会議には警察機関も参加しておるんですけれども、管区警察局の長が応急措

置に市町村、都道府県にかわってその長自身の判断で動く、この中にはたしか治安維持というよう

なものは入つておらないとは思いますけれども、

そういう目的で管区警察局の長が長の判断で動

くということは、市町村長とかそつたところが機能を失つている場合においてあり得るのかと

いうところをお聞かせください。

○亀岡大臣政務官 今お尋ねのあつた警察管区の話ですけれども、基本的に、治安の維持そのもの

の実施を要請することが可能かということであれ

ば、治安の維持は管区警察局長が本来行うべき事

務に含まれることから、可能であります。ただ

し、例えば治安維持そのものの応援を求めるこ

が可能かということであれば、治安の維持は都道

府県事が本来行うべき事務でないことから、不

可能です。ということで御理解をいただければ

思います。

○今村(洋)委員 わかりました。

では、先ほど私は青森県を視察してきたときの話を申し上げましたが、もとと人口が密集した、

例えば首都圏といったところで大規模災害が起きたときに、これは、先ほど申し上げました伝承と

共有がなかなか難しいものだろうと思います。で

すから、災害が起きた後にどういった対応をとれ

ばいいかといった中に、例えば第八十六条の十

四、被災者の運送について、首長が、指定公共機

関などに運送すべき人、場所を示して要請、指示

ができるとありますけれども、これにつきまして、

JRや各民間鉄道会社と、こういう指示ができま

すよといったようなことについて、すり合わせて

申しますのは、いわゆる国の役所でございます。

それから、指定公共機関につきましては、公益的

な企業あるいは団体ということでございます。この被災者の運送についての規定につきましては、今回法案を提出するに当たりまして、国交省の担当部局と十分お話をしておりますし、国交省の方とはきちっと調整した上でできているという

ことでございます。

あとは、事前の備えとして、防災計画等々を都

道府県が立てる際に、この規定を背景にして、事前に十分各鉄道事業者等々と調整をしておくとい

うことがこれから必要になつてくるというふうに考えております。

○今村(洋)委員 鉄道機関といつたものに関し

て、災害時にもう一つ重要な、いわゆる輸送とい

う以外に、避難する場所としてそこが用いられる

ということは、昨今、震災が起きたときに、東京

で、帰宅困難者が道路にあふれて、JRだけが門

扉を閉じて構内に入を入れなかつたといったこと

が問題になつておりましたけれども、そういうこ

とに關して、第七十条及び七十四条の三の関係に

おきました、応急措置等といったところですけれ

ども、都道府県知事は、災害応急対策の実施を指

定行政機関に要請でくるとなつています。

この指定行政機関の中には、指定公共機関であ

る先ほどのJRや民間鉄道会社も入ると思ひます

けれども、そういう指定公共機関に対して、駅

構内等を開放してくださいといったようなこと

を、この法案にのつとて首長は要請もしくは指

示を出すことができますか。つまり、駅構内を開

放することも災害応急措置に含まれますでしょ

うか。お願ひいたします。

〔小里委員長代理退席、委員長着席〕

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

構内等を開放してくださいといったようなこと

を、この法案にのつとて首長は要請もしくは指

示を出すことができますか。つまり、駅構内を開

放することも災害応急措置に含まれますでしょ

うか。お願ひいたします。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

二点御質問があつたかと思いますが、指定行政

機関にJRあるいは民間鉄道会社が含まれるかど

うかということでございますが、災害対策基本法上は、指定行政機関とJR等の指定公共機関、これは別の概念になつております。指定行政機関と申しますのは、いわゆる国の役所でございます。それから、指定公共機関につきましては、公益的

たがいまして、JR等の指定公共機関は指定行政機関には含まれませんということになります。

ただ、もう一点御質問がありました、帰宅困難者等々につきましてどういう対応になるかという

ことでございます。

あとは、事前の備えとして、防災計画等々を都

道府県が立てる際に、この規定を背景にして、事前に十分各鉄道事業者等々と調整をしておくとい

うことがこれから必要になつてくるというふうに考えております。

○今村(洋)委員 どうもありがとうございます。

JR等の指定公共機関は防災業務計画というのを立てるような規定になつておりますので、帰宅困難者が発生した場合等々につきまして、帰宅困難者を一時的に駅に収容する等々、いろいろなあらかじめの対策を防災業務計画に盛り込んでおくと安全を確保する行為というのは災害応急対策に含まれます。

それからもう一点つけ加えて申し上げますと、JR等の指定公共機関は防災業務計画というのを立てるような規定になつておりますので、帰宅困難者が発生した場合等々につきまして、帰宅困難者を一時的に駅に収容する等々、いろいろなあらかじめの対策を防災業務計画に盛り込んでおくと安全を確保される行為というのは災害応急対策に含まれます。

私がちょっと調べた限りでは、指定行政機関と

いうところの説明に、ここにある指定行政機関は指定公共機関もたしか含まれるというふうなキャ

ブションがついておつたような気がするんですけども、これはまた後でもう一度教えてください。

○今村(洋)委員 どうもありがとうございます。

JR等の指定公共機関は防災業務計画というのを立てるような規定になつておりますので、帰宅困難者を一時的に駅に収容する等々、いろいろなあらかじめの対策を防災業務計画に盛り込んでおくと安全を確保される行為というのは災害応急対策に含まれます。

私がちょっと調べた限りでは、指定行政機関と

いうところの説明に、ここにある指定行政機関は

指定公共機関もたしか含まれるというふうなキャ

ブションがついておつたような気がするんですけども、これはまた後でもう一度教えてください。

もう一つ、第一百八条の三、これは国民への協力

の要求といつたところですけれども、つまり、國

民生活 国民経済上重要な物資をみだりに購入し

ないことというものが今回新たに設けられておりま

すが、これはいわゆる買い占めですね、震災が起

きたときに心配して買い占めてはいけないと。

ある大学が調べたデータによりますと、これは

ちょっとと語弊がありますけれども、高等教育を受

ければ受けれるほど、風評とかそういうものに惑

わされず、買い占めとかそういう行動には走ら

ないという研究データを出しておるところがあり

ました。我が日本国民は、買い占めとかそういう

ことに走るような国民性ではないというふうに

は僕は思つておりますけれども、今回こういう法

案が設定されるといったところが、まさに

震災において実際に買い占めをした人は地域人口

の数%。

これは私、いろいろ調べましたけれども、なかなかデータが出てきませんでした。ちょっと、こういう一般に売られている本ですけれども、こういうドキュメンタリーとかそういう中で、実際に買いたい占めをした人は地域人口の数%と言われる、ほんの一握りの人が買いたい占めをただで陳列棚から物が消えるのは人口が密集する都会の宿命であったというふうな表現があります。

もし東京で大災害が起きて、今回、東京で大きな被害が出なくとも物資がなくなるといった事態が起きたので、こういう法案ができるかと思いますが、こういう数%の人が買いたい占めという行動に走るだけで陳列棚から物が消えてしまうというのには、流通備蓄という考え方で、倉庫に幾らでもためておくというようなことが特に都会では経済上行えないといったことが根底にあるんだと思いますけれども、こういう法案を出されるベースに、何かエビデンスといいますか、何%の人が買いたい占めに走ったのか、そういった調査とかそういうものは行われましたでしょうか。そこをお答えください。

○原田政府参考人 今回の自肅についての呼びかけの措置でございますが、これにつきまして、今回の東日本大震災で買いたい占めがどうだったかということについて、我々の承知している限りについて申し上げれば、明確なデータはございません。したがいまして、そういう明確なデータに基づいて今回立法化を図るというよりも、災害緊急事態においては、これも東日本大震災の教訓ではございますけれども、想定外を避けるということがこれから必要でございますので、いろいろな備えの一つとして今回こういう規定を置いたということで御理解をいただければというふうに考えております。

ちなみに、御参考のために申し上げますと、これは買いたい占めということではございませんけれども、東京都が行いましたアンケート調査によれば、都民の中で買いたい占めの方の割合は一〇%で

あつた、買いたい占めではなくて買いたい占めの割合が一

割だったというようなデータはございます。

済みません、それからもう一つ、先ほどの私の

答弁をちょっと補足させていただきますが、指定行政機関と指定公共機関の定義でございますが、これは、災害対策基本法の二条が、災害対策基本法で使われている各言葉の定義規定を置いておりまして、その二条の三号で指定行政機関、同じく五号で指定公共機関の定義を置いておりまして、一応、定義上明確に分かれているということでございまして、これに基づいて先ほど御説明させていただいたとということをございます。

○今村(洋)委員 どうもありがとうございました。

買いたい占めに關しましては、日本の国民性として、やはり日本国民は互いを思いやるという気持ちがありますので、そういうことにはなかなか行えないといったことが根底にあるんだと思いますけれども、こういう法案を出されるベースに、あとは、きょう、想定されなかつた質問を多々いたしましたことをおわびいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございます。  
○坂本委員長 次に、佐藤正夫君。

○佐藤(正)委員 みんなの党の佐藤正夫です。古屋大臣、お疲れさまでございます。昨日からずっと聞いていますと、かなり丁寧な答弁をしていただいている。本当に感謝を申し上げたいと思います。また、私の質問にも同じように丁寧にお願いをしたいと思います。

まず、災害から命を守る、大臣もよく言われますが、私も同感なんですが、逃げることがやはり重要である、私も同じ認識です。

そこで、今回の法案の中で、避難指示をする上において、市町村長が指示をするわけですが、その指示の仕方、情報をどのようにしっかりと伝えることができるのか、この辺、今回の法改正においてどういうふうになつてているのか、お願いをしたいと思います。

○古屋国務大臣 まず逃げる、これは極めて大切

なんですね。それと同時に、いかに的確にそれを伝達するかということですよね。

まず、市町村長が発令した避難指示を住民が確実にキャッチして、そして行動するということが大切です。ですから、今までの例えは防災行政無

線とか広報車、消防団等の呼びかけに加えて、これからは、テレビとかラジオとか緊急速報メール、インターネット、要するに、SNSを含めたそういうあらゆるツールを駆使して情報の伝達手段の多様化を図る、このことが極めて大事です。

今回の法改正では、市町村長による避難指示に関しまして、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対しまして、例えば避難指示等に関する情報をサイトのトップページに掲載するなど情報提供の協力を求める規定というのを新たにつくっております。

そのほか、今回の改正では、安全の観点から一定の基準を満たす施設または場所を災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定すること。それから、避難行動に対して支援を要する方々の名簿、要支援者の方々の名簿を作成して、消防とか民生委員とかの皆様方にあらかじめ提供する仕組みを設ける。それから、非常災害の発生が逼迫している場合には、内閣総理大臣が、適切な避難のために住民がとるべき措置について、国民に対して周知させる措置を設ける。こういった措置を新たに規定しております。

これらの措置を活用することによりまして、災害時における住民の円滑な、安全な避難が図れるのではないか。要するに、使える手段は全て使って伝達をしていくということに尽きるというふうに考えております。

○佐藤(正)委員 逃げることが大事だけれども、逃げ場所を間違つたら大変なことになつちゃうのではないか。要するに、使える手段は全て使って伝達をしていくということに尽きるというふうに考えております。

私は、福岡でも、玄界で地震が起きたときに想定外が起きたんです。それが、その当時は、建物の耐震性もそうなんですね。なぜ落ちたかと云うと、つり天井で、ボルトでつっているんですね。そこまでは目配りを実はしていなかつた。逆に言えば、そこに人が集まつてきて、もしつり天井の天井が落ちたら、たまたまそのときは被害を受けた方はいらっしゃ

大震災では、避難場所を間違つて、津波に襲われて、逆に命をなくしたというようなケースもあったわけですね。

それで、今、大臣が言われた指定緊急避難場所、これを指定するのに、市町村長が指定をするんですねけれども、国としてどのような指定の基準があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○古屋国務大臣 委員御指摘の指定緊急避難場所について、津波とか洪水による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけているものでありますので、住民等の安全の確保が図られるということが最も大切なわけです。

そのために、指定緊急避難場所の指定基準については、主に安全性という観点で、まず、立地上の基準として、災害の危険が及ぶことが想定される地域以外であるということが一つ。「一つ目は、構造上の基準として、災害の危険が及ぶことが想定される地域の中にある場合は、当該災害に対する耐久力を持つということ。三つ目は、管理上の基準として、発災時に迅速に緊急避難場所を開設することができる管理体制であること。こういったことが必要最低限の基準であります。

これらを踏まえまして、各市町村長は、各地域の実情に応じて、例えば、高台にある公園であるとか広場、あるいは学校、公民館といった公共施設等について、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定することになるのではないかというふうに想定をしております。

○佐藤(正)委員 実は、福岡でも、玄界で地震が起きたときに想定外が起きたんです。それが、その当時は、建物の耐震性もそうなんですね。なぜ落ちたかと云うと、つり天井で、ボルトでついているんですね。そこまでは目配りを実はしていなかつた。逆に言えば、そこに人が集まつてきて、もしつり天井の天井が落ちたら、たまたまそのときは被害を受けた方はいらっしゃ





は当時は野党でございましたけれども、民主党、自民党、公明党で、議員提案でこれはつくられたものだと思います。

それで、今、前政権下での執行停止の話がございましたが、そういうことがどうかということは、前政権下のことです。私はコメントする立場にはございません。

○佐藤(正)委員 参議院の予算委員会で、蓮舫さんがこれを随分取り上げました。そのときに安倍総理が、基金の執行については民主党政権時代につくった負の遺産でございますが、こういうふうに言われた。僕はそのとき、ちょうどテレビで委員会の質問を聞いていました。国民党から見ると、民主党だ、自民党だとか、はつきり言つて関係ないですよ。我々の税金がどのように使われているかということが大事です。

そこで、今回、いまだに予算の流用があるとか、いろいろまた、何か知らないですけれども、新聞社は小出しに出してくださいますよ。僕はこれを見ていて、現政府においてその辺はもう明確に、すかつとされたらどうかと。

要するに、予算の執行をする、しない、どこで線を引くのか。安倍総理も予算委員会等で、執行停止も含めてやるというふうにお答えになつていますから、この際、どういう基金がそのように見られていて、そしてそれを今どうしようとしているのか、どこまで精査をしたのか。

聞きますと、昨年の十一月時点では予算是もう実行している、もう済んでいる。だから、基金に入っちゃつたので、それは取り返すというような法律になつていませんよということですね。そこも踏まえて答弁を願いたいと思います。

○谷副大臣 前政権下で、昨年、いわゆる全国防災事業の中で適切でないものがあるんじゃないかなということで見直しをされた、執行停止をされたり、既に、国としては基金にほとんど指摘のとおり、既に、國としては基金にほとんど

出している、執行している。ですから、それは対象外とされたわけあります。

それで、先日来、マスコミの方で、その対象外とされた基金について、これは果たして適切なのかどうかという観点からの報道かと思います。

現在、これら十五の基金について、国からは執行されています。ただ、基金を持っている地方公共団体あるいは法人から事業の執行まではどういふ執行状況になつているのか、そういうことを調査を行つてあるところです。

それで、調査内容などをもとに、使途の厳格化の観点を踏まえ、どういった対応が可能なのか、基本的には、基金の所管省、そして財務省、及び復興予算ということでございますので復興庁との間で、今後、その調査結果をもとに協議をしてまいりたいと考えております。

○佐藤(正)委員 もう時間がなくなりました。

要は、予算を執行したときは各省庁からお金が行つてるので、復興庁としては実は歯がゆい思いもあるんでしよう。気持ちはわかります。だけれども、もう時間がたちましたので、すべてオープンにしていいと私は思いますよ。

実際、今のやり方でいくと、執行停止にはならないですね。実は、もうお金を渡しているんですね。だから、今も言われたように、そこを精査していただきたいで、いち早く公表されたらしいと思います。そのことを要望して、質問にかえさせていただきます。

○谷副大臣 復興庁としては、歯がゆい思いはしております。まず、調査内容をしつかり踏まえて、関係省庁と適切に対応してまいりたいと思っております。

○坂本委員長 次に、高橋千鶴子君。  
○高橋(千)委員 日本共産党的高橋千鶴子です。きのうに引き続い、よろしくお願ひいたします。

災害対策基本法は、昨年に引き続き改正であります、初めて基本理念が定義されるなど、大幅な改正でございます。

しかし、基本法の第三条「国の責務」についてであります、「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有すること」とされた基金について、これは果たして適切な象外とされたわけあります。

かどうかという観点からの報道かと思ひます。現在、これら十五の基金について、国からは執行されています。ただ、基金を持つてゐる地方公共団体あるいは法人から事業の執行まではどういふ执行状況になつているのか、そういうことを調査を行つてあるところです。

それで、調査内容などをもとに、使途の厳格化の観点を踏まえ、どういった対応が可能なのか、基本的には、基金の所管省、そして財務省、及び復興予算ということでございますので復興庁との間で、今後、その調査結果をもとに協議をしてまいりたいと考えております。

○佐藤(正)委員 もう時間がなくなりました。

要は、予算を執行したときは各省庁からお金が行つてるので、復興庁としては実は歯がゆい思いもあるんでしよう。気持ちはわかります。だけれども、もう時間がたちましたので、すべて

自然災害の定義は多岐にわたりります。今回も各地を見ると、依然として、罹災証明書に書き込むところが、依然として、罹災証明書に書き込むことがありますけれども、自然災害にはいろいろあるということ、それと同時に、被害の実態も非常に多様であります。

すべりや土砂崩れなどが新たに定義に加わったわけでありますけれども、自然災害にはいろいろあるということ、それと同時に、被害の実態も非常に多様であります。

○高橋(千)委員 市町村によっては住家以外の被害に着目した支援制度を独自に創設することも考

えられるところであります。ただ、そこをもっと踏み込んで、例えれば各自治体の活用の方法を交流するですかお知らせしていくですか、そういうふうにしていく

ことでも含めて、私は質問させていただきました。

やはり、確かに今までには、被災者生活再建支援法のよう住宅の支援の物差しになるからといふことであつたわけですけれども、現実には、減税ですとか、あるいは医療、介護の減免措置とかも

今回固られましたし、いろいろな形で活用されるわけですね。そうしたら、被害は非常にあんだけれども、うちというところだけに着目すると半壊にもならないわ、しかし土台は崩れているわ

といふことが今生起をされているわけですから、各地では既に始まっているその取り組みも大いに認めしていくという立場で柔軟に活用していただけます。

むしろその方が、ありのままを出せばいいだけの話ですから、家屋はもちろん書くけれども、あれのままを書いていくということで大いに検討していただきたいと思いますが、もう一言、よろしく

災害証明書においても住家の被害状況が一般的に証明事項に含まれているという事実を踏まえて、これを必須の証明事項といたしております。

一方、不動産の被害など、住家以外の被害について一律に罹災証明書の必須の証明事項とするごとに於いては、これらの被害に着目した全国的な公的支援制度が乏しい中で、被害調査にかかる負担を与えることになると考えています。

しかしながら、市町村によつては住家以外の被害に着目した支援制度を独自に創設することも考えられるところであります。ただ、そこをもっと踏み込んで、例えれば各自治体の創意工夫を發揮することができるよう、住家以外の被害で市町村長が定める種類の被害についても証明事項にできる

こととしております。

○古屋国務大臣 今回の改正において、今私が申し上げましたように、それぞれの地域の創意工夫を發揮することができるよう、市町村長が定める種類の損害については証明事項にできることとしている、私は、これはしっかりと前進をしたというふうに考えております。ぜひそれは御理解いただきたいと思います。

○高橋(千)委員 わかりました。では、市町村の取り組みは前進したというふうに評価をされていきます。まずそこから出発して、いろいろな被害に合った支援制度というのが実際どうなつていくかということをまた今後の議論に生かしていくたい、このように思います。

それで、今回、災害救助法の所管を内閣府に移す、その理由は何でしょうか。

○古屋国務大臣 お答えいたします。

災害救助法は、その制定以来厚生労働省が所管をしてきました。各省庁横断的な施策の総合調整を行う内閣府が災害救助法を所管することにより、同法による救助の実施に当たり、例えば、応急仮設住宅の供与については、住宅施策や関連業界との連携の観点から国土交通省、福祉施策の観点からは厚生労働省あるいは、被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与については経済産業省、学用品の給与については文部科学省など、関係省庁との連携を一層強化して対応していくことが今度は可能となるわけであります。

それから、内閣府が従来から所管をしている被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給とあわせ、避難段階における救助から生活再建の支援に至るまで、被災者支援の実施を内閣府に一元化して、国と地方公共団体間の事務及び連絡体制を簡素化するということが可能になると考えております。

このように、災害救助法を厚生労働省から内閣府に移管することは、防災行政を迅速に進めないと上でのメリットは極めて大きいというふうに判断をいたしております。

○高橋(千)委員 災害直後の救助や救援、あるい

は避難所の設置など、そういう当面直面する課題は一貫して、防災から復興までを内閣府が全部

所管する、しかも各省庁との連携もやっていくんだということで、メリットが大きいという答弁だと思います。私は、制度の中でもメリットをぜひ生かして整理をしていただきたいというこ

とで、きょうは質問したいなと思うんですね。

それで、資料の一枚目を見ていただきたいんですが、被災者生活再建支援金の東日本大震災における被災三県の支給実績がござります。一番左

端、基礎支援金。十七万五千百二十世帯が百万円の基礎支援金をもらっている。加算支援金は、約半分になります八万六千四百三十八世帯。つまり、これが唯一、全部もらって自力再建をなし遂げた、そういう世帯というカウントになるのかなと思います。

ただ、実態は、その右側にありますように、家

屋の被害、全壊、半壊、一部損壊まで入れますと七十六万一千百二十一世帯。これだけの数があるということでは、実際にこの支援金を使っているところが全体ではまだ二割強程度になっていると

いうことが読み取れるかなと思うんですね。その上で、めくついていただきまして、災害救助法の応急修理と被災者生活再建支援法の比較であります。これは救助法が、厚労省の所管なんだけれども今度は内閣府に移るわけですね。制度の仕組みが法定受託事務と自治事務とか、かなりの違います。

問題は、その次です。三枚目を見ていただきたいんですけども、災害救助法の応急修理、これは対象となる被害が半壊以上となつております。

そして、所得要件もあるわけですね。ところが、被災者生活再建支援法は、〇七年の改正によりまして所得要件を取つ払いました。そういう経過があ

るにもかかわらず、何でこっちは残っているのかということを私がずっと言い続けてきたということがあります。

これに対して、〇八年の十一月の本委員会のときに、自民党の当時の佐藤防災担当大臣が、総

合的な検討をしたいということをおっしゃいました。

いよいよもって、所管が一つになるということを整理していく必要があると思うんです

だというところで、メリットが大きいという答弁だと思います。私は、制度の中でもメリット

をぜひ生かして整理をしていただきたいといふうに考えております。

災害救助法は、十月から我々内閣府防災に参りますけれども、現在は厚生労働省が所管をしてお

ります。災害救助法、被災者生活再建支援法は、先生御提出の二ページ目に目的がそれぞれ書いてございまますけれども、まさに発災直後の応急的な救助を

やるのが災害救助法、それからもうちょっと進んだ段階で被災者の生活再建を担うのが被災者再建支援法ということで、それぞれ目的が違います。

それぞれの目的に応じて、具体的な制度設計も違つてきている、そういうふうに理解をさせていただいております。

○高橋(千)委員 今の答弁を聞いていただいたと

思つてますが、目的が違うんです。

発災直後の必要な救助をする、その範囲の中で応急修理というものがございました。だから、所得要件はなかつたんです。

もともと、災害救助法の応急修理には所得要件はありませんでした。それが、二〇〇四年の中越地震のときに、非常に大規模な災害があつて、支援をしなければならないからということで所得要件を新潟県がつけたんです。それをオール・ジャパンにしてしまつたというのが経過なんですね。

だから、何で半壊以上なんですか。むしろ、応急修理だからこそ一部損壊が使って当然じゃないかと私は思うわけです。

この③の方の下を見ていただきたい。これは大変厳しいことを書いているんです。「応急修理の活用により、当面の住居は確保できることから、仮設住宅の入居対象とならない」。これは中越のときになりまして、そのことを知らぬで使つちゃった。使つちゃったら、えつ、仮設に入れないと。だから、ちょっとと考える

べきだったということになるんですよ。

たつた五十二万円の現物給付を活用したことによつて、何年も可能な仮設住宅に入れなくなる、それはちょっと厳し過ぎるんじゃないかな。

ということは、この制度を活用すべきは、五十二万円と支援金を足してこれで自力で再建が可能なんだ、すぐにもできるんだという条件のある人

が、大臣、いかがでしようか。

災害救助法は、十月から我々内閣府防災に参りますけれども、現在は厚生労働省が所管をしてお

ります。災害救助法、被災者生活再建支援法は、先生御提出の二ページ目に目的がそれぞれ書いてございまますけれども、まさに発災直後の応急的な救助を

やるのが災害救助法、それからもうちょっと進んだ段階で被災者の生活再建を担うのが被災者再建支援法ということで、それぞれ目的が違います。

それぞれの目的に応じて、具体的な制度設計も違つてきている、そういうふうに理解をさせていただいております。

○高橋(千)委員 今の答弁を聞いていただきたいと思うんですが、目的が違うんです。

発災直後の必要な救助をする、その範囲の中で応急修理というものがございました。だから、所得要件はなかつたんです。

もともと、災害救助法の応急修理には所得要件はありませんでした。それが、二〇〇四年の中越地震のときに、非常に大規模な災害があつて、支援をしなければならないからということで所得要件を新潟県がつけたんです。それをオール・ジャパンにしてしまつたというのが経過なんですね。

だから、何で半壊以上なんですか。むしろ、応急修理だからこそ一部損壊が使って当然じゃないかと私は思うわけです。

この③の方の下を見ていただきたい。これは大変厳しいことを書いているんです。「応急修理の活用により、当面の住居は確保できることから、仮設住宅の入居対象とならない」。これは中越のときになりまして、そのことを知らぬで使つちゃった。使つちゃったら、えつ、仮設に入れないと。だから、ちょっとと考える

べきだったということになるんですよ。

○古屋国務大臣 この支援法ができたその趣旨というのがありますので、その趣旨からすると、対象を広げていくということは、正直言つて制度の根幹にかかる詰なものですから、やはり慎重な対応が必要だなというふうに考えております。

高橋委員がいつもそのことを主張しているのはよく承知をいたしておりますが、我々としては、今まで申し上げたように慎重に対応すべきである、こういう考え方です。

○高橋(千)委員 私が主張したのは、応急修理が一部損壊で使えないのはおかしいということ、まずそこを整理していただきたい。そして、半壊以上は支援法に入れるべきだ。こうすると、全然何の支援も受けられない人がかなり救われてくるんですね。

最初の表にあるように、半壊世帯というのは二十三万を超えてます。そのうち応急修理を使えたのは八万六千八百七十三件なんです。つまり、これは所得要件があるし、年齢要件もあるんです。それでもじやないが対象にならないんです。

そうすると、半壊といったって、改修には何百万も実際にはかかるわけでしょう。そこに何の支援もないというのが実態なんだ。そこをよく見ていただいて、一本化するメリットとさつき大臣せつからおっしゃいましたので、そこを検討していただきたいということで要望をしたいと思いま

す。

そこで、榎屋副大臣にぜひお伺いをしたいと思いますが、昨日、仮設住宅の住みかえ問題を質問いたしました。もちろん、仮設というのは本来長く住むところではありません。とはいえ、公営住宅がまだできておりません。実際にできているのが数百という単位なんですよ。それで、土地計画の問題などもあるので、何年もかかるということが現実にあるわけなんです。

そういう中で、何年もかかる間に、子供さんが進学をしたりとか、ばらばらに暮らしていた家族が親の介護で一緒に暮らさなきやいけないと、さまざま事情がある。それは当然、その事情を踏まえて自治体が判断できるということに整理したらいかがかなうですが、どうでしょうか。

○榎屋副大臣 この点につきましては、応急仮設住宅、昨日の本会議で大臣と委員が議論されておられる姿を見ておりました。昨日も大臣が答弁を

いたしましたけれども、応急仮設住宅の入居につきましては、先般、被災地において、今委員からお話をありましたが、災害公営住宅等の恒久住宅が不足する場合などにつきましては、原則として、特例法に基づきまして、一年ごとに延長できます。一方で、今委員からお話をありました住みかえに関する話でございます。

この住みかえに関しては、災害救助法に基づく被災者の転居先としては、これは恒久住宅が想定されているわけでありますから、昨日も大臣が御答弁しましたけれども、基本的には難しいと考へておるところでございます。

ただし、具体的な状況を言いますと、福島県から他県に避難された被災世帯が福島県内に帰還されることは、これは帰還促進の観点もございまして、住みかえを可能とする取り扱いをしているところでございます。昨日、大臣が御答弁申し上げたとおりのこととござります。

○高橋(千)委員 その福島県からやはり出ているんです。若い世帯は一度はもう住みかえをしちゃっている。そして、高齢の親子、九十年代と七十代の親子、とてもじやないが面倒を見なきやいけないので、三世帯が一緒に暮らそうと。そうすると、今まで三世帯ばらばらでした。ばらばらだったので、それぞれ六万五つの救助の支援金が出ております。それが一世帯になると、九万円の家賃なんだよ、九万円の家賃なんだけれども、一度目の住みかえが終わっちゃったところには出ませんよとなつて、その親子の分六万円しか出ない。これは、飯舘村から福島に避難している方の事例であります。

そうすると、十八万の補償をするより九万の方

が半分で済むじゃないか、効率的じゃないかといふことを現場は言つているんだけれども、いや、

原則一回ですというふうな対応がされている。でも、やはりそういうことは柔軟でいいじゃないか

か、その方が実態にも合っているし、別にむやみ

にお金を使えということを言つているんじやない。そういうことをぜひ考慮していただきたいという話なんです。

○榎屋副大臣 今委員から具体的なお話をございましたが、昨日も本会議で大臣が答弁しましたが、やはり、災害救助法の応急仮設住宅の大原則、ここは基本的には変えることは難しいというふうに思つております。

今委員がおっしゃったように、さまざまなかっこいい所にもいろいろなケースの声が寄せられてるわけであります。災害救助法の原則ということは、これは貫いていかなきやならぬと思つておる次第でございます。

ス、私どもの方にもいろいろなケースの声が寄せられてるわけであります。

斯うして、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

などを含めてその他の措置を速やかに講ずるべきであるということはしつかり規定をさせていただいております。

○ 煙委員 恐らくそういう議論もあると思うんですが、災害に想定外なしという言葉が何回も、こ

の委員会も含めて言わせております。であれば、実は、その別途の措置でやるというのをほんと一つ書くんじやなくて、やはりその総則的な規制緩和の準則が必要だ、きのうも私は申し上げましたが、そういう問題意識があるわけです。

なぜかと云ふと、いきなりその都度やろうとした場合に、手続の規定から含めてまた検討しなきゃいけないということであれば、時間がかかるてしまうわけですね。

なったときはそういう準備ができる体制を、手続とか理念も含めてしっかりと整理すべきだということを申し上げておきたいと思います。

次に、同じ観点で、ちょっと欠けているとか、聞きたいところは、仮設住宅の生活環境の改善であります。

災害対策基本法には被災者の生活環境の整備が規定されておりまして、これは、避難所を中心とした避難所というのではなく、入らなければいけないのかなと思うんですが、実は、そこの仮設住宅の生活環境の改善が非常に大事だと思います。

旧政権の与党のとき、仮設住宅のプロジェクトチームの事務局長をやらせていただい、被災地の議員でもありますので。従来の仮設住宅の基準

というのは、被災者の方が、先ほど来議論があ  
るよう、仮設住宅暮らしが長くなっているわけ  
です。そういうときに、本当はこの仮設住宅は一  
年、二年で出るという想定でつくっている制度な  
んですけど、実際そうはないかというのが現状の  
とおりであります。であれば、仮設住宅という限  
界はありますけれども、仮設住宅の生活環境の改  
善ということで、できるだけ快適に住んでいただ  
けるような、やはりその辺の環境改善の措置が必  
要じゃないかなと思います。

そういうことも含めて、今後どのように改善し  
ていくと考えておられるのか、お伺いしたいと思  
います。

○**榎屋副大臣** 仮設住宅についてのお尋ねをいた  
だきました。

○畠委員 用地の問題をおっしゃられましたが、用地が足りないときは当然仕方ないことなんですが、けれども、基本原則として、やはり幅を持たせてそういう基準というのは決めておくべきであつて、女川町長が言つておられるのは、三坪なりとも広げられないかと。三坪ですよ。

だから、用地、ありますけれども、ただ、用地が足りないときは別にいいわけですが、もうちょっとと広目に、例えば今の基準から三坪の間ぐらいで基準を柔軟に決めておくとか、いろいろやり方はあるんだろうと思います。ちょっととその点、今後の検討課題になると思いますが、慎重にと言わずに前向きに検討していただきたいと思ひますが、これも要望ということにいたします。

次の方でありますけれども、ちょっとと通告か

も、総合特区法があつたわけです。ただ、これで足りないという理由は、手続が非常に、各関係機関の了承が必要だとかそういうことがあつて、使ひでが悪いということがあつた、あるいは、後々地方から提案する制度も必要だとか、あるいは、条例でもうちよつと上書きといふか、規制を地方の実情によってできないかという議論があつて、東日本大震災復興特区法というふうになつたわけです。私も民主党にいて、旧与党でプロジェクトチームで立案に参画しておりましたけれども。そういうのを考えるときに、きょうはちょっと通告していませんんで意見ということなんですが、

恐らく何法のことを規制緩和しろというのは書けないんだろうと思います。私もそう思います。たぶんその考え方とか、地方の意見を尊重すべきだとか、そういうのは、やはり復興の一般法という以上はあつてしかるべきだと思います。そのところがないというのは、内閣府は復興庁ではありますけれども、霞が関の中で復興庁とどういう連携をして教訓を得てきたのかなという思いがあります。

通告しておりませんので質問にはあえていたしませんけれども、そういうことも踏まえて、これから、これは法案は法案でしようから、いざと

なったときはそういう準備ができる体制を、手続とか理念も含めてしっかりと整理すべきだということを申し上げておきたいと思います。

次に、同じ観点で、ちょっと欠けているというか、聞きたいところは、仮設住宅の生活環境の改善であります。

災害対策基本法には被災者の生活環境の整備が規定されておりまして、これは、避難所を中心に行法文上は規定されているわけですね。ですので、避難所というのは恐らく仮設住宅というのは入らないのかなと思うんですが、実は、その仮設住宅の生活環境の改善が非常に大事だと思います。

旧政権の与党のとき、仮設住宅のプロジェクトチームの事務局長をやらせていただいて、被災地の議員でもありますので、従来の仮設住宅の基準でつくったわけですよ、急いでつくらなきゃいけないということで。ただ、その後にいろいろな要望があつて、かなり何度も何回も直しました。御存じのとおり、追いだき機能とか雨どいとか、あと、玄関が丸見えだったとか、あるいは風よけ室がなくて入ってくるよとか、寒冷地仕様じゃないとかいろいろありますし、これはその都度聞いて直していくわけですが、今回、こういう教訓がどのように生かされて、仮設住宅の仕様とか基準に反映されて改善されていくのかなという思いがあります。

きょうはそこのところを総則も含めてお伺いしたいのですが、端的には、大体のところは片づいたので、それを基準化して新たに今後こうやってやっていきますと言つていただければいい世界なんですが、一つは広さと壁の薄さですね、いまだによく言われるのは、壁が薄くてストレスがたまるということで。あと、仮設住宅が狭いんですね。六、九、十二坪の三DKでやつっているというんですが。この前の東日本大震災の復興特で、おとといですか、参考人質疑をしたとき、女川町長がいみじくも言つておられたんですが、これを三坪ずつでもいいから、それぞれの住居で広げられないと。

「 というのは、被災者の方が、先ほど来議論がありませんように、仮設住宅暮らしが長くなっているわけです。そういうときに、本当はこの仮設住宅は一年、二年で出るという想定でつくっている制度なんですが、実際そうはないかというのが現状のとおりであります。であれば、仮設住宅という限界はありますけれども、仮設住宅の生活環境の改善ということで、できるだけ快適に住んでいただけが、やはりその辺の環境改善の措置が必要じゃないかなと思います。

そういうことも含めて、今後どのように改善していくと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○ 横屋副大臣 仮設住宅についてのお尋ねをいたしました。

今委員からもお話をございましたように、東日本大震災の仮設住宅につきましては、寒冷地であつたということなどから、当初の仕様では必ずしも十分ではなかつたということで、お話をございましたが、断熱材を追加したり二重サッシ化等の、住環境を改善する、こんな追加工事を講じてきたところでございます。

こうした教訓を踏まえまして、国土交通省と協力をいたしまして、昨年五月に、各都道府県に対して、遮音性能の向上、あるいはそれぞれの気候風土に合った仕様等をあらかじめ策定できるよう、仮設住宅建設マニュアルを通知したところをございます。

今委員からお話のございました面積につきましては、拡大を、こういうことでございましょうが、今回の震災において追加で倉庫を整備したということもございまして、その必要性は認識しておりますが、大規模な災害時には、大量的の仮設住宅を早期に整備する必要がある、これに見合う建設用地の確保なども必須となることでありますが、本当に十分その必要性ということは認識しているわけであります、今のようなことを考えますときに、慎重な対応が必要ではないかと思つて、次第でございます。

（烟委員）用地の問題をおっしゃられましたが、用地が足りないときは当然仕方ないことなんですが、けれども、基本原則として、やはり幅を持たせてそういう基準というものは決めておくべきであつて、女川町長が言つているのは、三坪なりとも広げられないかと。三坪ですよ。

だから、用地ありますけれども、ただ、用地が足りないときは別にいいわけですが、もうちょっとと広目に、例えば今の基準から三坪の間ぐらいで基準を柔軟に決めておくとか、いろいろやり方はあるんだろうと思ひます。ちょっととその点、今後の検討課題になると思いますが、慎重にと言わずに前向きに検討していただきたいと思いますが、これも要望ということにいたします。

次の質問でありますけれども、ちょっとと通告から、防集をお聞きしようと思つたんですが、飛ばさせていただきまして、この議論の流れで、災害公営住宅の広さということの議論もさせていただきたいと思います。

持ち家志向の地域ですから、住宅の自力再建をしたい人が多いわけです。ただ、そこに対する支援が十分ではない。これもこれであるわけです。が、実は、防災集団移転促進事業であれば、比較的充実した支援を得られる。ただ、実際に、田舎だから緩和したんですが、五戸以上の要件に当たる集落じゃないとか、あるいは災害危険区域に指定されないから、同じ被災者でも防集の支援が得られないという人が多いわけです。

そこに對しては、いろいろ私も議論していますが、基金というか自由度の高いお金をつぎ込むとか、あるいはいろいろなやり方はあるんだろうと思うんですが、私は地元の人にくう言つたわけですよ。

防集なり、あるいはお金の使い方も、公共はそこに回らない部分もあるでしょうから、例えば災害公営住宅というのがありますからそこに入られるということも考えたらいかがですかと言いまして、ところ、やはりこれも田舎で、住宅が立派なわけではありませんが、皆さん広目のところに住ん

でいるわけですね。そういうところで、災害公営住宅が狭いんですと。だから、いや、災害公営住宅が我々の通常の生活感覚に合致しているのであればそこに入るにやぶさかじゃないけれども、どうしても大人数の家族で狭いのですから、難しいんですけども自力再建をしたいんですけどいう話をされました。

自力再建を促進する方法はまた別途考えたいし、議論したいんですけど、きょうは災害公営住宅の部分をちょっとお伺いしたいと思うんです。この広さの基準というものは現行どうなっているのかということをまずお伺いしたいと思います。

○坂井大臣政務官 お答えいたします。

今、広さの基準ということですが、平成二十年度までは省令で床面積の上限を八十平米としておりましたけれども、現在はこれを撤廃いたしております。

ただ、補助の限度額というものに関してございまして、これは今申し上げた床面積約八十平米程度というのを上限に設定しているところでございます。

○畠委員 まさにそこが問題だと思います。基準を緩めても、結局、お金の部分なんです。

被災地の公共団体ですから、お金が大変だ、そこの支援が欲しいという部分があつて、補助の限度額を高めてほしいということはもちろん課題として一つあります。が、やはり問題になるのは、そこで公共団体が自由に使えるお金があれば、そこはまた入れられるわけです。だから、その制度も引き続き検討すべきだと思います。

実は、今回復興基金が拡充されて積み増しされまして、このことは大変評価すべきことだと私は思っております。ただ、これが積み増しされたとしても、結局、こういう制度のすき間を埋める支援に行かない。ほかの方に行っちゃうというか、やはりトータルの絶対額が少ないわけです。だから、そこをふやすということでいろいろしなきやいけないと、今後の課題としてまた御指摘して、御相談というか議論させていただきたいと思い

ます。

次に参りますけれども、情報の伝達体制のあり方ということをお伺いしたいわけあります。防災行政無線のあり方なんですね。実は、これはいろいろな公共団体で使い方が一定していないという問題意識があります。

例えば、ある公共団体は、行事のためにめちゃくちゃ頻繁に防災行政無線を使う。これは生活の平穀にも非常に支障があるというかうるさいわけですけれども、ただ、流されているけれども聞こえないと逆に不安をかき立てる。こういう使い方がいいのかどうかという思いがあります。あと、そういうことに使わない、抑制的に使っているところももちろんあります。あるいは、災害だけに基本的には使っているわけですが、例えば注意報レベルでも流してしまって、あるいは、本日は空気が乾燥していますから気をつけてください、こんなレベルでも頻繁に流す。

こういうことをやつていると、いざ防災情報が流された場合に、オオカミ少年じゃないですかども、何だ、また何か流しているなということでも、びんとこなくなってしまうような危険性を感じております。

ですから、ここは、地方の実情に任せること

「それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧等に関する業務及び地方行政に関する業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものである」。したがつて、この目的に合致する内容であれば、防災行政無線による情報提供は、まさしく地方公共団体の判断で実施されることとなります。

災害というのははしょっちゅうあるわけではありませんから、平常時における行政情報の提供は、災害時ににおける防災情報の提供に対する訓練といふ意味合いもあるわけです。音で発出するわけですから、いざというときに、日ごろ使つていなくて全然聞こえないよというのじや困るわけです。

ですから、御指摘のとおり災害時には防災情報の提供をまず優先すべきであると考えられますけれども、平常時には、御指摘のように例えば気象情報すとか雨量や河川情報以外に、地方公共団体がそれこそ地域の実情を踏まえて、みずから

の判断で行政情報と防災情報の提供をバランスをとつて運用して、当該設備の有効活用を図つて

いるということだらうというように思つております。

○畠委員 私、その答えは、実は地方公共団体からの目線だと思つんですね。提供側の目線。

受け手の住民の目線というのが入つていらないな

と。やはりそこは、受け手の住民の目線というか

感覚をもつと生かすべきじゃないか。という意味

で、私は今の答弁はちょっとおかしいなと思つて

おります。

○柴山副大臣 お答えをいたします。

ちょっとここではつきりさせておきたいんです

けれども、防災行政用無線局の目的は、電波法閑

いと同じことを繰り返すだけだった。つまり、その都度アップ・ツー・デーと現状の情報を防災無線でさえも流さなかつたという話があります。例えば、テレビとかNHKだったら、もっと端的に、その都度その都度とアップ・ツー・データするわけですよ。そういう基準がないと私はおかしいと言つてゐるわけです。そこについて答えてください。

○柴山副大臣 今おっしゃつたのは日ごろの行政情報とは関係のない話でありまして、ちょっととほどの質問とは矛盾しているんじゃないかなと思うんですね。要は、実際に災害が起きたときに、何が本当に、今おっしゃつたお言葉を使えばユーニー自線で必要なのかということは、これはしっかりと準則を定めて流していくべきものであろうというよう思います。ですから、まずはとにかく、どこどこが危ない、逃げろということを繰り返し流すというのも、それは当該自治体の判断であろうと思います。

ただ、その無線を平常時にどのように活用するかということは、それはやはり、実際にきちんと聞こえるかどうかのテストも含めて、当該自治体が有効に活用する。もしいうるさければ、それはやはり当該住民が平常時にそんな無線は余りたくさん使わなくていいんじゃないですかというようにならざるを得ない。ほんとそこそこくなってしまつしまうような危険性を私は感じております。

ですから、ここは、地方の実情に任せること

以上でございます。

○坂本委員長 時間が経過していますから、御協力ください。

○畠委員 では、最後、申し上げます。

私は、防災行政無線と一元的になつてゐるから、防災の観点、行政の観点、あわせて聞いたのであつて、そこは不即不離に議論しなければいけないだろうと思います。

そういう意味で、防災のことを聞いたのは矛盾

しているというのは私はおかしいということを申し上げておきたいというのと、やはり地方に、それは自由度は必要なんですよ。ただ、こういういろいろな、人命にかかることがありますから、準則も必要だということを私は申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○坂本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会





平成二十五年五月三十日印刷

平成二十五年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者  
国立印刷局

F